

1 計画策定の趣旨

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3に基づき、配偶者からの暴力の防止等の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定する。
- 「埼玉県男女共同参画基本計画」の基本目標のひとつである「女性に対するあらゆる暴力を根絶する」を目指すための部門別計画として策定する。

2 計画のポイント

- 6つの「基本目標」を定め、目標達成に向けての「施策の方向」とそれを実施するための実施施策を定める。
- 重点的に取り組む事項として、12項目の重点施策を定める。
【主な重点施策】
 - ・若年者に対するデートDV予防啓発の推進・相談体制の充実
 - ・市町村の支援(DV計画策定、DV相談支援センター設置等)
 - ・一時保護される被害者が同伴する子どもへの支援の充実

3 計画の目標

- 配偶者等からの暴力を許さない社会の実現

4 計画の期間

- 平成24年度 ～ 平成28年度

5 主な指標

- DV計画の策定市町村数 : 25市町 → 全市町村
(平成22年度末) (平成28年度末)
- DV相談支援センターの設置市町村数 : 3市 → 13市
(H23.4.1現在) (平成28年度末)

6 主な構成内容

施策展開の考え方

- ・ 県・市町村・警察・医療・司法などの関係機関、民間団体等が、DVの共通認識を持ち、相互に連携して被害者支援に取り組む。

対象となる暴力

- ・ 配偶者(事実婚、元配偶者を含む)のほか、交際相手からの暴力も対象とする。
- ・ 身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力も含む。

基本目標と主な取組内容

- I 暴力を許さない社会づくりの推進
若年者に対するデートDV予防啓発の推進・相談体制の充実、県民への意識啓発
- II 被害者の安全確保と支援体制の充実
市町村の支援(DV計画策定・DV相談支援センター設置等)、早期発見のための取組強化、相談・保護体制の充実
- III 安心して生活再建するための自立支援の充実
自立のための各種支援(住宅確保・心の回復・就業・司法手続など)の充実や、支援協力者の育成
- IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援
一時保護される被害者が同伴する子どもへの支援の充実、DVに起因する特別な保育・就学支援情報の提供
- V 民間団体との連携・協働の推進
民間団体の事業活動や人材育成の支援
- VI 施策の推進に必要な調査・研究
加害者対策や先進国での取組事例などの調査・研究